## 佐賀県告示第65号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 30 年 2 月 27 日

		 <del>11</del>	
佐賀県知事	111	 / <del>=</del>	義
丌見示刈井	ш	 τ+-	<b>₹</b> ₹

所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特 別警戒区域の名称	因となる 自然現象 の種類	びに土砂災害特別 警戒区域にあって は自然現象により 建築物に作用する と想定される衝撃 に関する事項
佐賀市	屋形所-1 (305 -007_1)	急傾斜地	次の図のとおり
大和町	屋形所-2(305 -007_2)	の崩壊	
大字松	屋形所-3 (305 -007_3)		
<b> 瀬</b>			
	屋形所 2 - 2 (305 -013_2)		
	屋形所 2 - 3 (305 -013_3)		
	泥畠 1 - 1 (305 -017_1) 泥畠 1 - 2 (305 -017_2)		
	大谷2(305 -020)		
	大谷1 (305 -021)		
	屋形所川1 (305 -046)	土石流	
	屋形所川 2 - 1 (305 -006_1)		
	屋形所川 2 - 2 (305 -006_2)		
	屋形所川 3 (305 -007)		
	泥畠川1 (305 -008)		
	屋形所川4 (305 -010)		
	屋形所川 5 (305 -011)		
	大谷川 2 (305 -013)		
	大谷川 3 (305 -014)		
	大谷川4 (305 -015)		

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び佐賀土 木事務所に備え置いて縦覧に供する。)